

令和3年4月13日

氷見市長

林 正之 殿

一勿地区自治会
会長 山田 儀良



旧一勿小学校跡地利活用について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃より市政発展のためにご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

つきましては、標記の件に関し以下の申し入れを致しますので、善処方をお願い申し上げます。

記

1. 今回の「公募型プロポーザル方式」による民間事業者の募集について

- ① 公募の際の「業務内容」として、「産業や地域の振興」が設定されているが、
地域としては受け入れ難いものであった。
- ② 当初から、当地区への情報公開、住民の理解・同意を得る努力も不十分であり、又、学校用地の地権者問題で調整不足が判明し、地区に混乱を与え住民の不信を招く結果となった。
- ③ 「プロポーザル方式」で公募する場合でも、「業務内容」を「産業や地域の振興」などと広く一般化するのではなく、地区の同意を前提に出来るだけ対象業種を特定することを求める（このことは、学校跡地を市の普通財産に切り替えて、一般競争入札で売却する場合でも同じ）。
- ④ 学校跡地の処分・利活用にあたっては、環境問題などを起こさず、住民との融和を第一にし、真に地区の発展に繋がる事を期待し、市当局の最大限の配慮を求める。
- ⑤ 跡地の処分について、払い下げを受け利活用する事業者などと、地区の間での事業展開をめぐる「協定」などについて、市当局として責任を持って間を取り持つこと。



2. 「屋内運動場」「グラウンド」の活用について

- ① 「屋内運動場」は、市指定の災害時の避難場所として指定されている。又、「グラウンド」は、ドクターヘリ出勤時の駐機場として、更に避難所開設時の車両などの駐車所として位置づけられている。更に、敷地内には永らく地域住民によって維持されてきた「一芻花壇」があり、隣接して「一芻水芭蕉園」がある。
- ② 以上、述べてきた機能は、地区住民の生活の安心・安全などに取って、欠かせないものであり、引き続き確保されるように強く求めたい。

3. 今後の取り扱いについて

- ① 以上の申し入れは、一芻地区住民の総意に基づくものである事を、是非、ご理解頂きたい。
- ② 市当局として、最大限尊重し善処されることを強く求めたい。
- ③ この申し入れに対し、文書での誠意ある回答を求める

以上